

身寄りがない・ご家族と疎遠などの理由で将来が心配な方へ

船橋市

身寄りのない高齢者等 サポート事業



社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

あなたの人生に寄り添う安心。
その人らしい、心豊かなエンディングを
サポートします。



身寄りのない高齢者等サポート事業とは

身寄りのない高齢者等サポート事業は、
住み慣れた地域で最後まで安心して生活ができるよう、
身寄りがいないことによる生活上の課題に関する
包括的な相談窓口を開設するとともに、
お亡くなりになった後の葬儀、火葬、
納骨等に関する「死後事務サービス」をはじめ、
定期的な安否確認を行う「見守り・安否確認サービス」、
入退院時の付添いなどを行う
「入退院時等支援サービス」を行う事業です。

2つの取組でサポートします!



1

これからの不安、受け止めます!

相談窓口

生活上の課題や生前に整理しておきたいこと（終活）に関する相談窓口を設置し、コーディネーターによる相談支援を行います。
※まずはお電話で面談日をご予約ください



◆ 契約後には下記のサービスを行います ◆

2

日常生活や将来のことを一体的にサポートします!

支援パッケージサービス

もしもの時にも対応します!

① 死後事務サービス

契約時に預託金を預けていただくことで、亡くなったときの葬儀、火葬、納骨、官公庁等への手続き、家財処分等を行います。

葬儀、火葬、納骨、
官公庁等の手続代行

23万円～



家財処分、明渡しに
関する手続代行

10万円～

※預託金は契約時に原則、一括で納入いただきます

定期的にご連絡し、見守りをします!

② 見守り・安否確認サービス

定期的な電話連絡やご自宅への訪問により見守り・安否確認を行います。

電話連絡

毎月

1回



自宅訪問

6か月
毎に

1回



入院時や退院時もお手伝いします!

③ 入退院時等支援サービス

入退院の手続きが発生した場合の付添いや、入退院時の支払い代行手続き等を行います。



▶ 利用できる方

〔相談窓口の利用〕

- ① 船橋市内に居住している方（お住まいの形態（賃貸・自己所有）は問いません）
- ② 65歳以上の単身世帯で、子どもや親族がいないもしくは疎遠である等、頼れる身寄りがいない方

〔支援パッケージサービスの利用〕

上記①、②に該当する方で

- ③ 契約内容を十分に理解し、利用を希望される方
- ④ 自己所有の不動産がある場合、その処分（売却等）について検討できる方
- ⑤ 生活保護を受給していない方

1

これからの不安、受け止めます！

相談窓口

身寄りがないことで直面する生活上の課題や生前に整理しておきたいこと（終活）に関する相談窓口を設置し、コーディネーターにより相談支援を行います。ご本人のニーズや不安、抱える課題等を把握し、必要な情報の提供や助言等を行います。

① まずはお電話で



② 面談する日を予約



③ 面談、相談支援



※ご相談については、スペースやお時間に限りがありますので、まずはお電話で面談日をご予約ください
※日程や状況等により、ご希望の日時に予約が取れない可能性があります

2

日常生活や将来のことを一体的にサポートします！

支援パッケージサービス

1

もしもの時にも対応します！

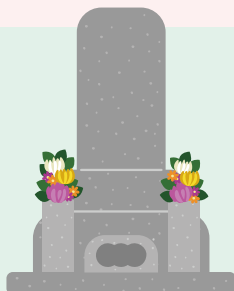
死後事務サービス

契約時に預託金を預けていただくことで、亡くなったときの葬儀、火葬、納骨、官公庁等への手続き、家財処分等を行います。

※預託金は契約時に原則、一括で納入いただきます

葬儀、火葬、納骨等の
手続代行
.....

23万円～



家財処分、明渡しに
関する手続代行
.....

10万円～



2 定期的にご連絡し、見守りをします！ 見守り・安否確認サービス

定期的な電話連絡や
ご自宅への訪問により
見守り・安否確認を行
います。

年会費 6,000 円が
かかります。

電話連絡

毎月
1回



自宅訪問

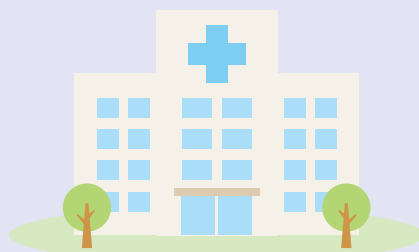
6 か月
毎に
1回



3 入院時や退院時もお手伝いします！ 入退院時等支援サービス

契約者に入退院の手続きが発生した場合の付添いや、緊急対応、病状説明時の同席を行います。また、入退院時の支払い代行手続きを預託金の範囲内で行います。

サービス内容	利用料金	
①入退院時等の付添い	1時間15分未満 1,200円 以降30分ごと 600円加算	※本人の希望に応じて
②入院時等の緊急対応	※別途交通費（実費）	※対応した都度、 利用料発生
③病状説明時の同席		※本人の希望に応じて
④入退院時等の支払代行		※入退院時等の費用の支 払いについては預託金 の範囲内で行う



※1) ①～④のサービス利用時間は「平日 9 時～17 時」となります

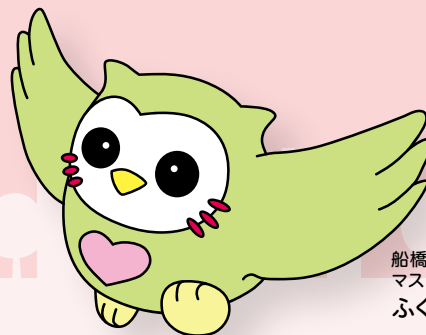
※2) 緊急搬送時の付添いは対応できません

※3) 上記サービスの移動手段は利用者で確保してください

またこのサービスは、身元保証人や身元引受人になるものではありません

※4) 高齢者施設入退所時にも同様に対応します

ご利用の流れ



船橋市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ふくしろ

1 相談受付

まずは本会へご連絡ください。
予約により相談日を決めてお話をお伺いします。
日程や状況等により、ご希望の日時に予約が取れない可能性があります。



2 面談

あらかじめ調整した日時に本会へお越しください。
担当職員がご心配なことをお聞きいたします。
面談は、複数回行う場合があります。



3 申込み 審査

面談の結果、本事業の利用を希望される場合は申込書を提出していただきます。
その後、申込書の内容を審査します。
申込書の提出で、契約の成立とはなりません。

4 支援計画 作成

ご相談者と本会で具体的な支援内容を検討し、支援計画を作成します。
また、葬儀・納骨、家財処分等かかる費用の確認をいたします。



5 遺言書 作成

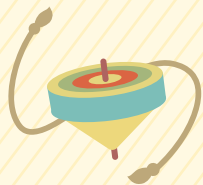
公証役場で公正証書遺言を作成していただきます（遺言執行者の指定を含む）。
必要に応じて、作成を支援する専門の方を紹介いたします。
なお、遺言書作成費用はご相談者の負担となります。

- ※1) 遺言執行者とは遺言の内容を実行する人です。遺言執行者に特別な資格などは必要ないので、原則、誰でもなれることはできますが、未成年者及び破産者は遺言執行者になれません
- ※2) すでに公正証書遺言を作成しており、遺言執行者も定めている場合は不要です
- ※3) 自筆遺言書保管制度をご利用いただく場合もあります

6 契約

ご相談者と本会とで本事業の契約を結びます。
契約後、預託金をお預かりします。契約までは3～6か月程度かかります。





よくある質問 Q & A



Q1 利用には住民票(住民登録)も必須ですか？

A 船橋市の住民登録は必須としておりません。船橋市に居所があれば対象となります。

Q2 在宅でないと利用できませんか？

A 施設入所や入院中でも市内に居所があれば対象となります。

Q3 市外に転居した場合はどうなりますか？

A 船橋市に居所が無くなった場合、解約となります。

Q4 預託金の分割納付は可能ですか？

A 原則、一括納付でお願いします。ただし、葬儀等に関する手続き、行政官庁等への届け出については、状況に応じて分割納付も可能です。

Q5 預託金が余った場合はどうなりますか？

A 葬儀等にかかる費用の支払いを終えた後に残額がある場合や、その他支払いのためにお預かりしているお金がある場合には、遺言執行者へお返しし、本人の相続財産に追加していただきます。

Q6 解約したい場合、預託金は返してもらえますか？

A 解約した場合、お預かりしている預託金は全額お返しいたします。また、その他支払いの預託金をお預かりし、すでに引き出しがある場合には残額をお返しいたします。

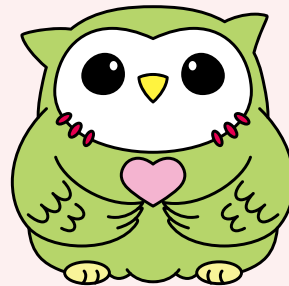
Q7 身元保証サービスとは違うのですか？

A 本事業は利用希望者の身元保証人になるわけではありません。なお本会が緊急連絡先になることは可能です。

Q8 入退院時の付添いは、介助もしてくれますか？

A 本サービスはヘルパーの派遣ではないため、介助はありません。また、本会が車で送迎するものではありません。

まずは、ご相談ください。



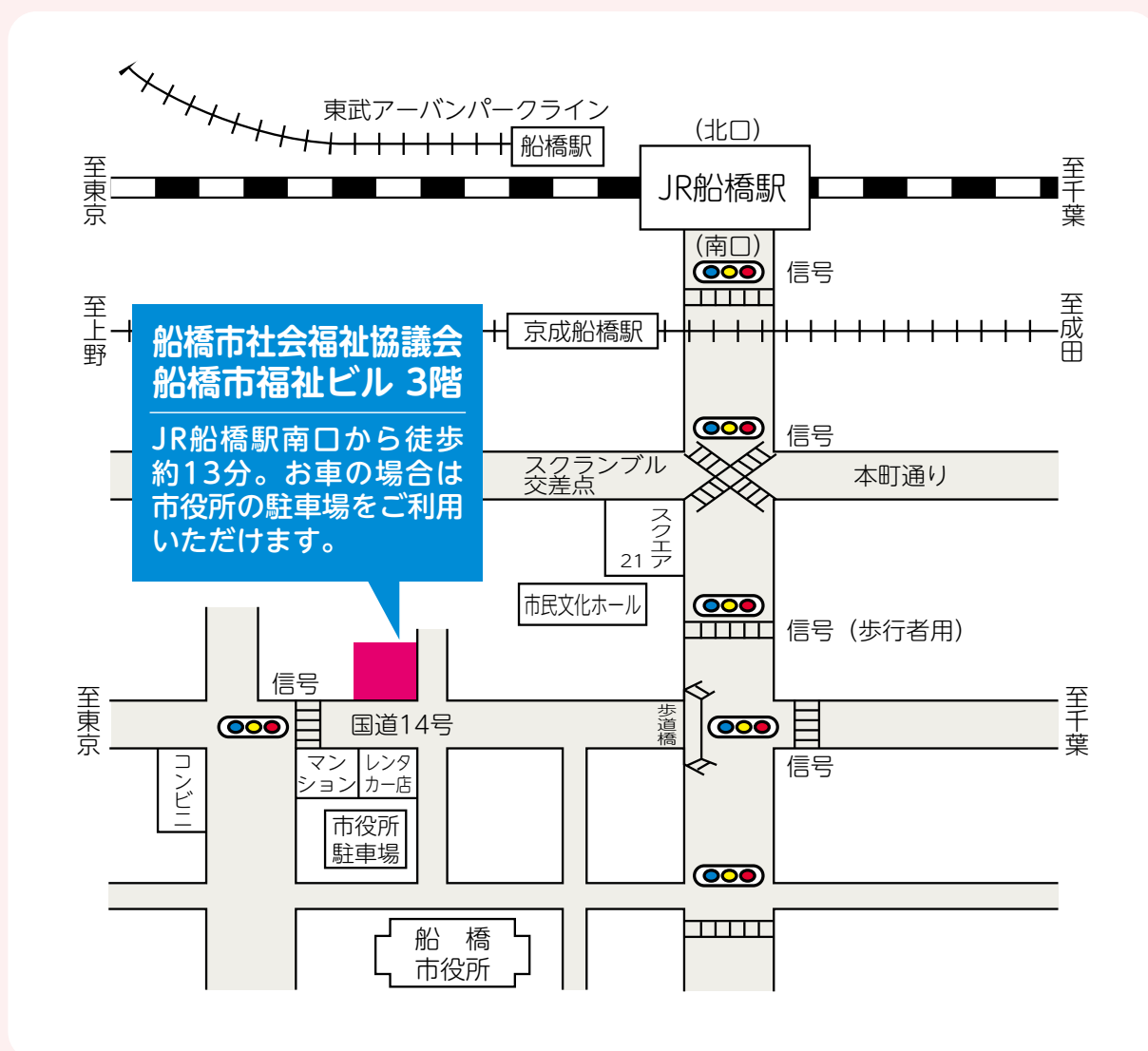
船橋市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
ふくしろ

お問い合わせ

☎ 047-404-8250

平日9:00~17:00(土日・祝日及び年末年始除く)

FAX 047-431-2678



〒273-0005 船橋市本町 2-7-8 船橋市福祉ビル 3F
社会福祉法人 船橋市社会福祉協議会

この事業は船橋市の委託事業です